

## 特定保健指導利用券における委託業務内容

受注者は、各帳票の印刷を行うとともに、プリントが必要な帳票についてはプログラムを作成し、発注者が提供するデータからプリントを行う。

また、プリントした各帳票の裁断、封入封緘をし、発注者が指定する場所に搬入する。

## 1 作成するもの

保健指導のレベルに合わせて、(1)「積極的支援」者用、(2)「動機付け支援」者用及び「動機付け支援相当」者用並びに(3)再発行用の予備分の計3種類を作成する。

令和6年度分の発送については、本市が提供する原稿データに基づき、(1)～(2)の仕様で印刷、封入封緘を行う(校正は不要)。

## (1)「積極的支援」者用

## ① 特定保健指導利用券

- ・ 1種類、A4サイズ、片面、表1色、紙質は上質紙(白)70kg(封入時は三つ折)  
(連続帳票の裁断後おおむねA4サイズで可)
- ・ 本市が提供するデータ(CSV形式、カンマ区切り、UTF-16LEまたはUTF-8)及び(PDFファイル形式、バージョン1.4、解析度600dpi)に基づき利用券を作成し、所定の時期に本市が提供する個人データ及び住所を表すバーコード(カスタマバーコード)を利用券の所定の位置に印字すること。  
個人データとは、住所、氏名、生年月日、性別等である。
- ・ 発送は毎月につき、それぞれ作成する。

## ② お知らせチラシA

- ・ 1種類、A4サイズ、両面、表1色・裏1色、紙質は中厚口色上質紙(封入時は三つ折)
- ・ 本市が提供する原稿(Word形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。
- ・ 紙色、チラシの文言については別途協議する。

## ③ お知らせチラシB

- ・ 1種類、A4サイズ、両面、表4色・裏4色、紙質はコート紙90kg(封入時は三つ折)
- ・ 本市が提供する原稿(Word形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。
- ・ 内容については別途協議する。

## ④ 利用の流れ及び実施機関名簿

- ・ 1種類、A4サイズ、両面、表1色・裏1色、紙質は上質紙55kg(封入時は三つ折)
- ・ 本市が提供する原稿(Word形式、Excel形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。
- ・ 紙色、チラシの文言については別途協議する。
- ・ 9月発送分から名簿改定あり(データ8月中旬渡し)。

## ⑤ 民間実施機関勸奨チラシ(作成不要)

- ・ 1～3種類(委託業者数に応じて)、A4サイズ、両面、カラー刷り、紙質はコート紙90kg(納品時三つ折)
- ・ 川崎市が別途委託する積極的支援実施機関にて作成後納品する。
- ・ ①～④の印刷物と併せて封入。

## ⑥ 窓あき封筒

- ・ 1種類、表1色、A4サイズ帳票が三つ折状態で封入可能な大きさ。
- ・ 表面に差出課、料金後納等の所定の様式を印刷すること。
- ・ 封筒のデザイン、レイアウト等については別途協議する。

## (2)「動機付け支援」者用及び「動機付け支援相当」者用

## ① 特定保健指導利用券

- (1)①と同様。ただし、特定保健指導区分欄の記載が「動機付け支援」又は「動機付け支援

相当」(以下「動機付け支援等」という。)になる。

② お知らせチラシA

(1) ②と同様。ただし、紙色と文言は異なる。

③ お知らせチラシB

(1) ③と同様

④ 利用の流れ及び実施機関名簿

- ・ 1種類、A4サイズ、両面、表1色・裏1色、紙質は紙質は上質紙55kg(封入時は三つ折)
- ・ 本市が提供する原稿(Word形式、Excel形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。
- ・ 紙色、チラシの文言については別途協議する。
- ・ 9月発送分から名簿改定あり(データ8月中旬渡し)。

⑤ 窓あき封筒

(1) ⑤と同様。

(3) 予備分

利用券以外の作成物一式。封入は不要。三つ折で納入。

2 封入封緘する方法

- ・ 電算出力を行った利用券を作成し、チラシ等とともに折加工し、窓あき封筒へ封入封緘を行うこと。
- ・ 勸奨チラシは別途引き渡すもの(枚数は1枚～3枚の予定)を折加工する。
- ・ 封入封緘は1人1通ずつ。
- ・ 封入物及び封入順序は次のとおりとする。

	①受診券	②チラシA	③チラシB	④実施機関名簿	⑤勸奨チラシ
積極的支援	○	○	○	○	○
動機付け支援等	○	○	○	○	—

- ・ 梱包は全件まとめて1箱で可。

3 印字データの引渡しと封入物の納品

(1) 電算出力するためのデータ

- ・ 利用券等を作成するためのデータは、オンラインストレージ等により提供する。
- ・ 本番作成の印字を行うよりも前に、本市から提供するテスト印字用データの引渡しを受け、指定されたデータについて、本番と同じ形で一回以上のテストプリントを行うものとする。なお、テストプリントは、発注者による検証結果が合格となるまで行う。事前検査の詳細は5に記載。また、宛先が封筒の窓枠内に納まっていることを確認するため、受診券を封入した状態で数部提出すること。

(2) 帳票データ

利用券に同封するチラシデータ、実施機関名簿データは、(1)の利用券作成データ提供時より前に引き渡すこととする。時期は別途協議する。

(3) 郵送件数の確認

郵送件数は、受注者及び発注者の両方で確認する。

(4) 封入物の搬入

- ・ 検品した封入物を健康増進担当に納品すること。
- ・ 納品時期は、(1)の利用券作成データ提供時から10日後以内の納品とする。  
予備分については初回納品日と同日とする。ただし、「積極的支援者用実施機関名簿(9月改訂版)」及び「動機付け支援者用実施機関名簿(9月改訂版)」の予備分各50部(合計100部)は、9月分納品時に納品するものとする。

(5) 業務終了後の成果の報告

業務終了後速やかに記憶媒体及び各種帳票を健康増進担当へ返却すること。

#### 4 印字データの詳細

##### ア ファイル形式

CSVファイル形式 および PDFファイル形式

※CSVファイル形式、PDFファイル形式の2種類を提供するため、受注者が印刷用データとしてどちらを使用するか選択可能。

※PDFファイルは、バージョン1.4、解像度600dpiで提供する予定である。

##### イ インターフェース仕様

別紙【HA 外部インタフェース仕様書（特定保健指導利用券）】参照のこと。

##### ウ 内字、外字ファイル

CSVファイルを使用する場合、本市国民健康保険システムで取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること。

(ア) NMJ 明朝（独自フォント）

(イ) NMJ 明朝用外字フォント（独自フォント）

※ 上記フォントファイル（拡張子：.TTF/.TTE/.EUF）について、本市より受注者に配布する。

※ NMJ 明朝フォント：IPAmj 明朝フォントがプロポーショナル（変動幅）フォントであるため、IPAmj 明朝フォントをベースに、NECにおいて作成したライセンスフリーの固定幅フォントである。

##### エ 符号化方式

UTF-16LEまたはUTF-8

※サロゲートペア、IVSへの対応必要

#### 5 事前検査

令和7年2月発送分の本番印字処理を行う前に、発注者が提供するテスト用印字用データの引渡しを受け、指定されたデータについて、本番と同じ形で一回以上のテストプリントを行う。当該事前検査において不備が見つかった場合、当該不備を修正し、発注者による検証結果が合格となるまで修正を行うこと。なお、データの引渡しから校了までの期間は5営業日程度とする。

#### 6 帳票等の印字

別紙【HA 帳票レイアウト仕様書（HARFS3C0030 特定保健指導利用券）】を元に、3（1）で受け取った印字用データを印字することで、帳票等を作成する。

#### 7 その他の留意事項

- (1) この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報外部に漏れることのないよう、その運搬に関しては十分注意すること。受注者は、個人情報を含む記憶媒体の授受及び搬送を行う際は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、鍵付ケース等に格納して運搬すること。
- (2) 特に定めのない事項については、その都度調整する。ただし、作業時に疑義等が生じたときは、直ちに健康増進担当に連絡すること。
- (3) 印刷・封入封緘等の過程で製品として使用できなくなった印刷物（損紙）のうち、個人情報が含まれるものについては、発注者に報告のうえ、発注者の指示に基づき適正に処分すること。
- (4) エラーデータ分については出力しない。どのデータがエラーなのかとエラー内容を健康増進担当に報告すること。

委託予定件数

1 月処理券数

令和7年1月から令和8年3月まで

※ 8月分は作成なし

積極的支援 約150件/月

動機付け支援等 約400件/月

2 令和6年度総件数（令和7年1月～3月発送分）

		委託内容	積極的支援	動機付け支援 動機付け支援相当
1	利用券等作成	特定保健指導利用券作成業務	450件	1,200件
2		チラシA作成業務		
3		チラシB作成業務		
4		実施機関名簿		
5		窓あき封筒（送付用）作成業務		
6	利用券プリント業務	450件	1,200件	
7	封入封緘業務	450件	1,200件	

令和7年度総件数（令和7年4月～令和8年3月発送分）

		委託内容	積極的支援	動機付け支援 動機付け支援相当
1	利用券等作成	特定保健指導利用券作成業務	1,800件	4,450件
2		チラシA作成業務		
3		チラシB作成業務		
4		実施機関名簿		
5		窓あき封筒（送付用）作成業務		
6	利用券プリント業務	1,700件	4,300件	
7	封入封緘業務	1,700件	4,300件	

※ 予備分250部（積極的支援100、動機付け支援等150）含む。予備分は利用券作成不要、封入も不要。

※ 実施機関名簿（積極的支援及び動機付け支援等）は、初回納品時に50部、9月分納品時に50部

※注意事項

- ・ 契約は単価契約となる。
- ・ プログラム代等必要な経費は全て上記各年度1～7の業務の単価に含めること。
- ・ 令和6年度及び令和7年度の委託件数の合計件数で単価設定すること。
- ・ 1～5は、それぞれの単価を合計してまとめて「利用券等作成」として単価を算出すること。
- ・ 契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とする場合がある。
- ・ 「封入封緘作業」の中には、勸奨チラシの封入を含めて算出すること。

単価設定は以下の6項目になる。

①利用券等作成	（積極的支援）
②利用券プリント	（積極的支援）
③封入封緘	（積極的支援）
④利用券等作成	（動機付け支援等）
⑤利用券プリント	（動機付け支援等）
⑥封入封緘	（動機付け支援等）

(見本)

# 利用券

この用紙が利用券です。

## 川崎市こくほの健診 特定保健指導利用券

特定保健指導区分	
----------	--

利用券整理番号		
受診券整理番号		
氏名		
性別	生年月日	
窓口負担額	無料	

有効期限 (初回面接実施期限)	
--------------------	--

(特定保健指導利用上の注意事項)

- 特定保健指導を受けるときは、この利用券と川崎市国民健康保険被保険者証を特定保健指導実施機関に持参してください。ただし、個人番号カード（マイナンバーカード）により被保険者であることのオンライン資格確認を希望される場合には、事前に実施機関に対応が可能か確認してください。オンライン資格確認を受ける場合には、川崎市国民健康保険被保険者証の持参を省略できます。
- 特定保健指導は、有効期限内に初回面接を受けてください。
- 有効期限を過ぎた利用券は、使用できません。
- 利用当日に川崎市国民健康保険被保険者の資格が無いときは、この券を利用して特定保健指導を受けることはできません。
- 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
- 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要に応じて次年度以降の特定保健指導等に活用する場合がありますので、御了承の上、利用願います。
- 特定保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがあるほか、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、御了承の上、利用願います。
- 不正にこの券を使用した者は、法律により罰せられることがあります。

(実施機関使用欄)

保険者番号		名称	川崎市
支払代行機関番号	91499020	機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会

公印省略

# あなたは 特定保健指導を受ける 必要があります。

特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高く生活習慣改善の必要がある方に対して、医師や保健師、管理栄養士等があなたに寄り添い、生活習慣を見直すためのサポートを行います。

**あなたは生活習慣病になるリスクが重なっている段階です。**

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患の中には、生活習慣病が多く含まれています。生活習慣病になると重症化のリスクが高くなります。

今のうちに、無料の特定保健指導を利用して、あなたの将来を見据えた健康づくりにお役立てください。

## 別紙の「積極的支援の利用の流れ」を御覧ください。

### 治療中の方、治療優先となった方へ

※特定保健指導利用券は、特定健診結果の数値を基に判定し、特定保健指導対象となった方全員に発行しています。治療を始めている方（血糖・血圧・脂質の薬を処方されている場合）や特定保健指導を行わないことになった方にも発送させていただいておりますのでご了承ください。

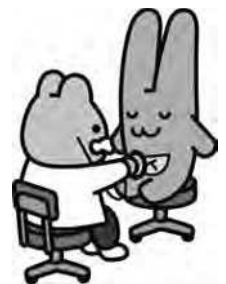
※治療を始めた方（医療機関に受診されている方）は、特定保健指導ではなく、治療が優先となりますので、かかりつけ医の指示に従ってください。

### 対象者の基準について知りたい方へ

※裏面を御覧ください。

### 必要性について知りたい方へ

※別紙「特定保健指導」って必要なの?」を御覧ください。



お問合せ先

**川崎市がん検診・特定健診等コールセンター**

**電話 044-982-0491**

平日：8時30分～17時15分 第2・第4土曜日：8時30分～12時30分 ※年末年始は除きます。

健康福祉局健康増進担当 FAX 044-200-3986



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 特定保健指導の対象者の基準について

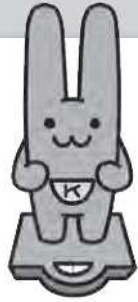
腹囲もしくは BMI が判定値を超えた場合で、かつ、次の項目（血圧、脂質、血糖）で判定値以上が**複数**該当すると、保健指導（積極的支援）の対象者になります。

## 腹囲

- ・男性 85 cm以上
- ・女性 90 cm以上

## BMI

- ・25 以上



⚠ 要注意

## 肥満症

高血圧症、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病の引き金に

肥満は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の発症に大きくかかわっています。また、腰痛や膝関節障害、脂肪肝などの消化器疾患、睡眠時無呼吸症候群などを引き起こす要因ともなります。

そのため、これらの病気を予防するためには、肥満予防が重要なのです。

## 血圧

- ・収縮期血圧 130mmHg 以上
  - ・拡張期血圧 85mmHg 以上
- ※どちらか一方のみでも判定値以上に該当

⚠ 要注意

## 高血圧症

血の流れが悪くなり、血管の弾力性が落ちて、さらに血圧上昇の悪循環

血圧とは、心臓から送り出された血液が血管壁に与える圧力のことで、これが高い状態を高血圧といいます。高血圧が続くと血管が傷ついてしまい、傷ついた血管に脂質がたまりやすくなって動脈硬化が進みます。高い圧力に耐えきれなくなった血管が切れたり、詰まったりして、脳卒中や心筋梗塞を起こすことも。

## HDL コレステロール

- ・39 mg /dl 以下

## 中性脂肪

- ・150 mg /dl 以上

⚠ 要注意

## 脂質異常症

血管の内側に脂質がこびりついて、動脈硬化を引き起こします

中性脂肪が増えると、LDL コレステロールを増やし、HDL コレステロールを減らしてしまいます。血液中の HDL が減り、LDL が増えると、血管の内壁に脂質がこびりついて動脈硬化が進むだけでなく、血のかたまり（血栓）ができやすくなります。血栓が脳や心臓の血管を詰まらせ、脳梗塞や心筋梗塞になることも。

## HbA1c

(ヘモグロビンエーワンシー)

- ・5.6%以上

⚠ 要注意

## 糖尿病

ブドウ糖が血管を傷つけ、全身にさまざまな合併症を引き起こします

糖尿病は、血液中の血糖が増加した状態が続く病気です。この状態を放っておくと、ブドウ糖が血管を傷つけ、糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病神経障害などの合併症を引き起こします。これらが重症化すると、人工透析が必要になったり、失明や下肢の切断に至ることも。

## たばこを吸っている

喫煙は、血管を傷つける最大の原因です

喫煙は、血管を収縮させて血圧を上げたり、血液の粘着性を高めて血流を悪くし、動脈硬化を進行させます。糖尿病や高血圧症、脂質異常症などが合併すると、動脈硬化が飛躍的に進行し、その結果、心臓病や脳卒中などにかかる危険がますます高まります。



# あなたは 特定保健指導を受ける 必要があります。

特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高く生活習慣改善の必要がある方に対して、医師や保健師、管理栄養士等があなたに寄り添い、生活習慣を見直すためのサポートを行います。

**あなたは生活習慣病になるリスクがあります。**

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患の中には、生活習慣病が多く含まれています。生活習慣病になると重症化のリスクが高くなります。

今のうちに、無料の特定保健指導を利用して、あなたの将来を見据えた健康づくりにお役立てください。

## 別紙の「動機付け支援の利用の流れ」を御覧ください。

### 治療中の方、治療優先となった方へ

※特定保健指導利用券は、特定健診結果の数値を基に判定し、特定保健指導対象となった方全員に発行しています。治療を始めている方（血糖・血圧・脂質の薬を処方されている場合）や特定保健指導を行わないことになった方にも発送させていただいておりますのでご了承ください。

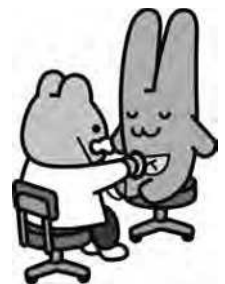
※治療を始めた方（医療機関に受診されている方）は、特定保健指導ではなく、治療が優先となりますので、かかりつけ医の指示に従ってください。

### 対象者の基準について知りたい方へ

※裏面を御覧ください。

### 必要性について知りたい方へ

※別紙「特定保健指導」って必要なの？」を御覧ください。



お問合せ先

**川崎市がん検診・特定健診等コールセンター**

**電話 044-982-0491**

平日：8時30分～17時15分 第2・第4土曜日：8時30分～12時30分 ※年末年始は除きます。

健康福祉局健康増進担当 FAX 044-200-3986



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



# 特定保健指導の対象者の基準について

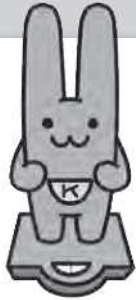
腹囲もしくは BMI が判定値を超えた場合で、かつ、次の項目（血圧、脂質、血糖）で判定値以上になると、保健指導（動機付け支援）の対象者になります。

## 腹囲

- ・男性 85 cm以上
- ・女性 90 cm以上

## BMI

- ・25 以上



⚠ 要注意

## 肥満症

高血圧症、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病の引き金に

肥満は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の発症に大きくかかわっています。また、腰痛や膝関節障害、脂肪肝などの消化器疾患、睡眠時無呼吸症候群などを引き起こす要因ともなります。

そのため、これらの病気を予防するためには、肥満予防が重要なのです。

## 血圧

- ・収縮期血圧 130mmHg 以上
  - ・拡張期血圧 85mmHg 以上
- ※どちらか一方のみでも判定値以上に該当

⚠ 要注意

## 高血圧症

血の流れが悪くなり、血管の弾力性が落ちて、さらに血圧上昇の悪循環

血圧とは、心臓から送り出された血液が血管壁に与える圧力のことで、これが高い状態を高血圧といいます。高血圧が続くと血管が傷ついてしまい、傷ついた血管に脂質がたまりやすくなって動脈硬化が進みます。高い圧力に耐えきれなくなった血管が切れたり、詰まったりして、脳卒中や心筋梗塞を起こすことも。

## HDL コレステロール

- ・39 mg /dl 以下

## 中性脂肪

- ・150 mg /dl 以上

⚠ 要注意

## 脂質異常症

血管の内側に脂質がこびりついて、動脈硬化を引き起こします

中性脂肪が増えると、LDL コレステロールを増やし、HDL コレステロールを減らしてしまいます。血液中の HDL が減り、LDL が増えると、血管の内壁に脂質がこびりついて動脈硬化が進むだけでなく、血のかたまり（血栓）ができやすくなります。血栓が脳や心臓の血管を詰まらせ、脳梗塞や心筋梗塞になることも。

## HbA1c

（ヘモグロビンエーワンシー）

- ・5.6%以上

⚠ 要注意

## 糖尿病

ブドウ糖が血管を傷つけ、全身にさまざまな合併症を引き起こします

糖尿病は、血液中の血糖が増加した状態が続く病気です。この状態を放っておくと、ブドウ糖が血管を傷つけ、糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病神経障害などの合併症を引き起こします。これらが重症化すると、人工透析が必要になったり、失明や下肢の切断に至ることも。

たばこを吸っている方は、特に注意が必要です



喫煙は、血管を傷つける最大の原因です

喫煙は、血管を収縮させて血圧を上げたり、血液の粘着性を高めて血流を悪くし、動脈硬化を進行させます。糖尿病や高血圧症、脂質異常症などが合併すると、動脈硬化が飛躍的に進行し、その結果、心臓病や脳卒中などにかかる危険がますます高まります。

# 「特定保健指導」って 必要なの？

医師や保健師、管理栄養士等の専門職による

生活習慣改善のアドバイスを受けることによって、生活習慣病の予防につながります。

また、生活習慣病を予防することで、新型コロナウイルスの重症化予防にもつながります。

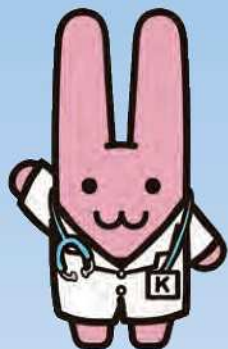
特定保健指導の対象者になったあなたは、こんな生活習慣病がかかっているかもしれません。

## 高血圧

動脈にかかる圧力を血圧といい、これが高い状態を**高血圧**といいます。高血圧が続くと血管が傷ついてしまい、傷ついた血管に脂質がたまりやすくなって動脈硬化が進みます。高い圧力に耐えきれなくなった血管が切れたり、詰まったりして、**脳卒中**や**心筋梗塞**を起こしてしまうかもしれません。

## 脂質異常

血液中の中性脂肪や LDL コレステロールなどの脂肪が異常に増えていたり、HDL コレステロールが異常に減っている状態を**脂質異常**といいます。この状態が続くと、血管の内壁に脂質がこびりついて動脈硬化が進むだけでなく、血のかたまり（血栓）ができやすくなります。血栓が脳や心臓の血管を詰まらせ、**脳梗塞**や**心筋梗塞**になることも。



## 高血糖

血液に含まれるブドウ糖の量が異常に多くなった（血糖が高くなった）状態を高血糖といい、高血糖の状態が続く状態を**糖尿病**といいます。高血糖が長く続くと、全身の血管の壁に負担がかかり続けることになるため、腎臓の障害（**糖尿病性腎症**）、目の障害（**糖尿病網膜症**など）、**脳卒中**や**心筋梗塞**など、さまざまな臓器に重大な合併症が生じてしまうかもしれません。神経細胞も害されるため、壊疽で両足の切断に至ることもあります。

新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子のほとんどは**生活習慣病**です。

### 新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子

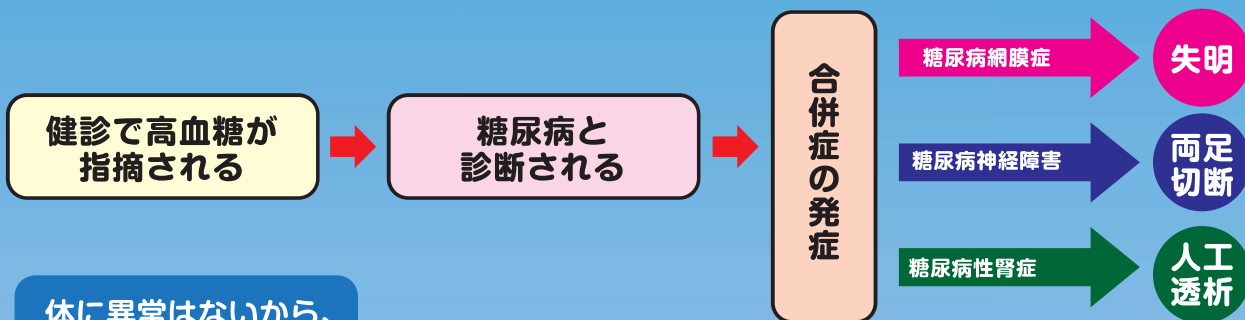
- 高血圧
- 脂質異常症
- 糖尿病
- 心血管疾患
- 脳血管疾患
- 65 歳以上の高齢者
- 固形臓器移植後の免疫不全
- 妊娠後半期
- 喫煙
- 悪性腫瘍
- 慢性呼吸器疾患（COPD など）
- 慢性腎臓病
- 肥満（BMI30 以上）
- 免疫抑制・調整薬の仕様
- HIV 感染症（特に CD4 < 200 /  $\mu$ L）

生活習慣病

実はとっても怖い？

# 糖尿病

糖尿病は、それ自体での死亡はあまりありませんが、合併症による死亡が多くなっています。ところが、血糖が高いだけではしばらくは自覚症状が出ません。そのため、生活習慣を見直せば切り抜ける段階をみすみす逃してしまい、重症となってしまうことが糖尿病の怖いところなのです。

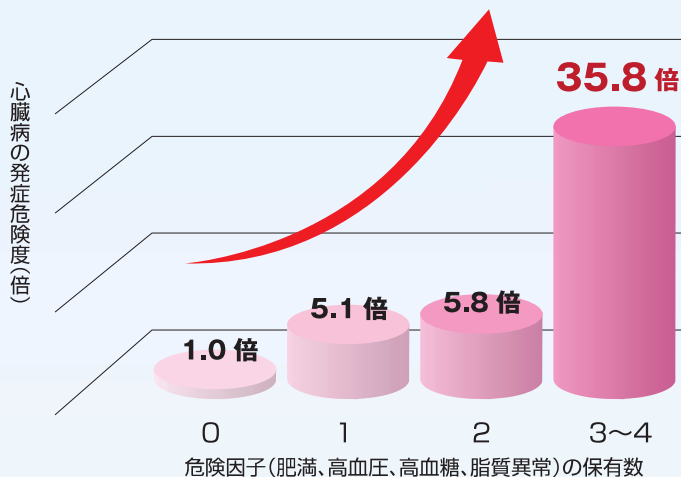


体に異常はないから、まだ大丈夫でしょ？

※図で示しているのは、3大合併症です。糖尿病の合併症はこれ以外にもあります。

## 自覚症状が現れた時には既に重症化の恐れが

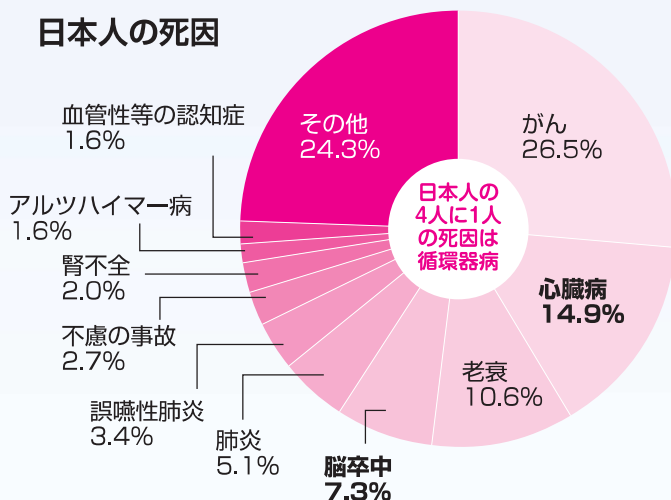
生活習慣病が怖いのは、自覚症状がないまま進行してしまうこと。生活習慣という無意識の日常の中でつられ進行する病気のため、気づいた時には症状が重くなっていて、生活習慣の改善だけでは治らないことも。さらに、個々の異常は軽度でも、危険因子が重なると病気の発症率はぐんと高まっています。内臓脂肪を減らし、メタボの状態をより早く解消することが、生活習慣病の予防のために大切なのです。



## さまざまな病気との関係

食習慣や運動習慣などの生活習慣は、日本人の3大死因である「がん」、「心臓病」、「脳卒中」など多くの疾病の発症や悪化に深くかかわっています。そのうち循環器病である心臓病（虚血性心疾患）や脳卒中などは、突然発症した後、集中治療を要したり、その後も長期に療養を要することが多く、寝たきりや認知症の原因ともなります。また、糖尿病の合併症である腎不全による透析や網膜症による失明の増加も問題となっています。

### 日本人の死因



令和3年厚生労働省 人口動態統計より

川崎市国民健康保険の特定保健指導は、**無料**であなたの健康づくりをサポートします。

**特定保健指導をぜひ利用しましょう！**

# 積極的支援の利用の流れ

## ① 利用券の内容の確認

同封の「特定保健指導利用券」の記載内容や利用上の注意事項を御確認ください。

特定保健指導を一人でも多くの方々に利用し、生活習慣の改善をしていただくため、対象者の方には、民間の保健指導機関もしくはコールセンター（※）から利用についてのおすすめのお電話をする場合があります。

（※）avivo（アビーボ）株式会社（旧：株式会社ジ・アイ）  
／川崎市がん検診・特定健診等コールセンター（株式会社アイ・シー・アール）

## ② 実施機関への申込

裏面の「積極的支援実施機関一覧」の中から、ご希望の機関を選んで直接お申し込みください。その際に、「利用券が送られてきたので『積極的支援』を受けたい。」とお伝えください。

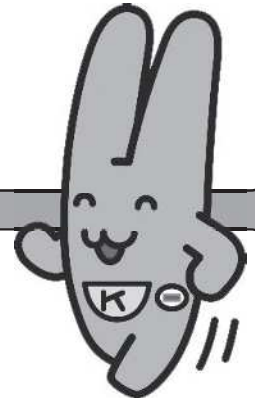
特定保健指導を利用する際に持参するもの

- 川崎市国民健康保険被保険者証（保険証）
- 特定保健指導利用券
- 特定健診の結果  
（特定健診を受けた医療機関から交付されたもの）



## ③ 初回面接

医師、保健師、管理栄養士等との面接を行います。  
御自身で取り組みそうな生活習慣の改善計画・目標を立てます。  
※各医療機関の感染防止措置に従うなど、感染症対策の御協力を御願います。



## ④ 継続的支援と実施

改善目標に向かって、御自身で生活習慣の改善（実践）を行います。  
3か月間継続したサポート（電話、メール等）が受けられます。

## ⑤ 評価

3か月後、面談等により、健康状態や生活習慣がどのくらい改善されたか確認を行います。  
※川崎市国民健康保険の被保険者資格がなくなった場合、その時点で特定保健指導の対象外となりますので御注意ください。

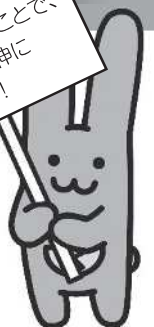
特定健診で、数値の改善を確認しましょう。

／ **+10(プラステン)から始めよう!** ／

今より10分多く体を動かすことで、死亡、生活習慣病、がんのリスクを3～4%減らすことができるとわれています。

さらに、軽いストレッチをしたり、仲間や家族と買い物やお出かけをして+10することで、リラックス効果も得られます。+10は快眠にもつながるので、心身をよく休ませることができます。+10で、ぜひこころとからだのメンテナンスをしましょう。

今より10分多く  
からだを動かすことで、  
健康寿命の延伸に  
つながります!



# 積極的支援実施機関一覧

次の保健指導機関もしくは医療機関の中から御希望の機関をお選びいただき、直接お申し込みください。**必ず事前に予約が必要です。**

なお、**お申込み先は1か所に限ります。**保健指導を受けている期間の途中で、実施機関を変更することはできません。

また、お問合せ（お申込み）の際は、「川崎市国民健康保険の積極的支援について聞きたい（申し込みたい）」と電話でお伝えください。

利用方法やスケジュール等を御説明いたします。



▲実施機関一覧

○ **保健指導機関**（民間の保健指導機関です。オンラインで保健指導を希望する場合は、こちらを御利用ください。）

## avivo（アビーボ）株式会社（旧：株式会社ジ・アイ）

- ・専用アプリを通して、サポート期間中は管理栄養士が運動と食事の両面からアドバイスをを行い、生活習慣改善のお手伝いを実施致します。
- ・個別面談はオンライン面談（ZOOM等）で行います。
- ・アプリ利用の特典として、フィットネスクラブのヨガやストレッチ等のオンラインレッスン参加や運動動画・食事の情報配信を無料でご利用いただけます。



# 03-6452-5226

【受付時間】 月～金 10:00～18:00（祝日は除く）

※Web予約は24時間予約可能

Web予約可！



○ **医療機関**（市内医療機関です。会場は各医療機関の所在地です。）（市外局番 044）

令和5年8月現在

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
日本鋼管病院	川崎市鋼管通 1-2-1	333-6674	久地診療所	高津区久地 4-19-8	811-7771
宮川病院	川崎市大師駅前 2-13-13	222-3255	KSPクリニック	高津区坂戸 3-2-1-503	829-1153
AOI国際病院	川崎市田町 2-9-1	277-9272	田園都市溝の口つつじ内科クリニック	高津区新作 3-1-4	860-3101
総合川崎臨港病院	川崎区中島 3-13-1	233-9328	鷺沼診療所	宮前区有馬 1-22-16	855-9977
協同ふじさきクリニック	川崎市藤崎 4-21-2	270-5131	好生堂医院	宮前区野川本町 2-2-10	766-7539
松葉医院	幸区塚越 2-159	522-1678	宮前平内科クリニック	宮前区宮前平 2-15-2	860-4119
川崎セツルメント診療所	幸区古市場 2-67	544-1601	たま日吉台病院	麻生区王禅寺 1105	955-8220
アルファメディック・クリニック	幸区堀川町 580-16-8F	542-1280	川崎みどりの病院	麻生区王禅寺 1142	955-1611
川崎幸クリニック	幸区南幸町 1-27-1	511-2112	池内クリニック	麻生区栗平 2-1-6-1F	981-3330
京浜総合病院	中原区新城 1-2-5	777-3251	池内クリニック 新百合ヶ丘内科 ・消化器内科	麻生区万福寺 1-1-2-405	455-6630

# 動機付け支援の利用の流れ

## 1. 利用の申込み等

### 特定保健指導をすでに開始している方

初回面接を受けた医療機関に、同封の特定保健指導利用券を提出してください。  
**保健指導を受けている期間の途中で、実施機関を変更することはできません。**

### 特定保健指導をこれから開始する方

**特定健診を受けた医療機関に御相談ください。**  
**特定健診を受けた医療機関が動機付け支援を実施していない場合は、裏面の一覧の中から、御希望の医療機関を選んで、直接お申し込みください。**その際に「利用券が送られてきたので『動機付け支援』を受けたい。」とお伝えください。

※裏面の一覧は、特定保健指導（動機付け支援）を実施し、かつ、他の医療機関で特定健診を受けた方の利用が可能な医療機関の一覧です。

※特定保健指導（動機付け支援）のお申込み先は、1か所に限ります。

※川崎市では特定保健指導を一人でも多くの方に利用していただくために、電話による利用勧奨を実施しております。

## 2. 利用開始

初回面接



実践



評価



医師、保健師、管理栄養士等との面接を行います。  
 御自身で取り組みそうな生活習慣の改善計画・目標を立てます。

特定保健指導を利用する際に持参するもの

- 川崎市国民健康保険被保険者証（保険証）
- 特定保健指導利用券
- 特定健診の結果  
 （特定健診を受けた医療機関から交付されたもの）



改善目標に向かって、御自身で生活習慣の改善（実践）を行います。  
**3か月後、面接等により、健康状態や生活習慣がどのくらい改善されたか確認を行います。**

※川崎市国民健康保険の被保険者資格がなくなった場合、その時点で特定保健指導の対象外となりますのでご注意ください。

**特定健診で、数値の改善を確認しましょう。**

## +10(プラステン)から始めよう!

今より10分多く体を動かすことで、死亡、生活習慣病、がんのリスクを3~4%減らすことができるといわれています。

さらに、軽いストレッチをしたり、仲間や家族と買い物やお出かけをすることで、リラックス効果も得られます。+10は快眠にもつながるので、心身をよく休ませることができます。

+10で、ぜひこころとからだのメンテナンスをしましょう。

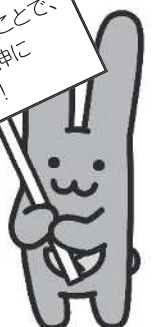
+10する簡単な方法は、歩くこと。

ストレッチで、こころとからだをほぐしましょう。

家族・友人と出かけて、楽しく+10!

階段も利用しよう!

今より10分多くからだを動かすことで、健康寿命の延伸につながります!



# 動機付け支援他院受入実施医療機関一覧

特定保健指導（動機付け支援）は、特定健康診査（特定健診）の結果に基づいて行います。そのため、まずは、特定健診を受診した医療機関に御相談ください。

特定健診を受診した医療機関で特定保健指導（動機付け支援）を実施していない場合は、下の一覧にある医療機関で利用申込が可能です。御希望の医療機関をお選びいただき、直接お申込みください。

※予約等が必要な場合がありますので、事前に医療機関に御確認ください。また、各医療機関の感染防止措置に従うなど、感染症対策の御協力をお願いします。

※市外局番は 044 です。

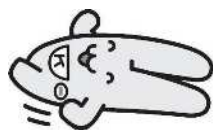
令和5年8月現在

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
村上外科医院	川崎市大島 1-5-14	244-3308	木暮クリニック	高津区下作延 2-4-3	870-7710
花田内科胃腸科医院	川崎市大島 4-16-1	245-8811	国島医院	高津区下作延 3-22-7	877-3871
野末整形外科歯科内科	川崎市小田 5-1-3	355-1561	二子新地ひかりこどもクリニック	高津区諏訪 1-3-15-1F	844-9058
宮川病院	川崎市大師駅前 2-13-13	222-3255	溝の口慶友クリニック	高津区久本 3-1-31-4F	850-8080
市電通りこうだクリニック	川崎市田島町 23-1-1F	223-6300	二子クリニック	高津区二子 1-11-15	812-1717
A O I 国際病院	川崎市田町 2-9-1	277-9272	高津内科クリニック	高津区二子 3-33-20	829-3075
総合川崎臨港病院	川崎市中島 3-13-1	233-9328	溝の口クリニック	高津区溝口 1-12-20-2F	833-8001
門前外科医院	川崎市東門前 1-14-4	266-8029	総合高津中央病院	高津区溝口 1-16-7	822-6121
キノメッククリニック川崎	川崎市藤崎 3-6-1-1F	280-6175	高津駅前はら内科ハートクリニック	高津区溝口 3-7-11-3F	712-5722
協同ふじさきクリニック	川崎市藤崎 4-21-2	270-5131	田園都市溝の口つじ内科クリニック	高津区新作 3-1-4	860-3101
松田内科医院	川崎市堀之内町 10-24	222-2230	片倉病院	高津区新作 4-11-16	866-2151
港町つばさクリニック	川崎市港町 5-2-B104	211-8866	鷺沼診療所	宮前区有馬 1-22-16	855-9977
川崎グランハートクリニック	川崎市渡田向町 15-2	201-1440	鷺沼人工腎臓石川クリニック	宮前区鷺沼 1-10-3	855-8585
ナカオカクリニック	幸区下平間 38	544-1266	村上循環器科内科皮膚科	宮前区西野川 1-4-16-2F	788-8586
小泉クリニック	幸区神明町 2-9-5	533-3138	好生堂医院	宮前区野川本町 2-2-10	766-7539
松葉医院	幸区塚越 2-159	522-1678	大野医院	宮前区馬絹 3-8-34	866-6259
米田医院	幸区中幸町 3-13	511-5375	かねこクリニック	宮前区馬絹 4-4-13	854-1611
川崎セツルメント診療所	幸区古市場 2-67	544-1601	小野田医院	宮前区馬絹 6-22-14	854-8821
アルファメディック・クリニック	幸区堀川町 580-16-8F	542-1280	宮前平内科クリニック	宮前区宮前平 2-15-2	860-4119
川崎幸クリニック	幸区南幸町 1-27-1	511-2112	たかの循環器内科クリニック	宮前区宮前平 3-2-1	863-7090
おさないクリニック	幸区南幸町 2-80-4F	542-8110	みやびクリニック	宮前区南平台 3-17	978-1765
森田医院	幸区南幸町 3-14	556-7788	前原医院	多摩区菅馬場 1-1-27	944-7000
新川崎むらせ内科循環器内科	幸区北加瀬 2-11-3	280-8080	中野島糖尿病クリニック	多摩区中野島 3-13-8 A-2F	281-8817
川崎市立井田病院	中原区井田 2-27-1	766-2188	桜クリニック	多摩区登戸 3292-1F	934-8122
神田クリニック	中原区今井上町 4-4-1F	711-5730	多摩クリニック	多摩区布田 2-24	944-2558
はらクリニック	中原区上小田中 6-26-3-2F	281-0117	土屋医院	多摩区南生田 1-12-2	953-2636
澤口内科クリニック	中原区木月祇園町 14-16-116	431-0717	大森医院	多摩区南生田 7-20-21	911-9290
のなみクリニック	中原区小杉町 1-547-83	711-2555	たま日吉台病院	麻生区王禅寺 1105	955-8220
はなまるクリニック	中原区小杉町 2-313-1F	711-2870	川崎みどりの病院	麻生区王禅寺 1142	955-1611
こすぎ坂本医院	中原区小杉町 3-441-2F	819-8480	池内クリニック	麻生区栗平 2-1-6-1F	981-3330
京浜総合病院	中原区新城 1-2-5	777-3251	きむら内科クリニック	麻生区五力田 2-14-6	981-6617
回生医院	中原区新城の中町 2-10	777-3772	百合が丘すみれクリニック	麻生区細山 2-8-7-1F	966-2538
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科カワ川崎中原院	中原区新丸子東 3-1156-2-2F	430-6357	池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	麻生区万福寺 1-1-2-405	455-6630
亀谷内科クリニック	中原区中丸子 361	411-0011	吉松クリニック	麻生区百合丘 1-16-2-301	954-1211
久地診療所	高津区久地 4-19-8	811-7771			
溝の口胃腸科・内科クリニック	高津区坂戸 1-6-20-1F	850-0330			
K S Pクリニック	高津区坂戸 3-2-1-503	829-1153			

お問合せはコールセンターをご利用ください。

**044-982-0491**

平日 8時30分～17時15分  
第2・第4土曜日 8時30分～12時30分  
(年末年始は除きます。)



かわさき健康局  
はつぴーちゃん

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局健康増進担当

CITY IZASAKI  
川崎市

必ずご確認ください。  
川崎市国民健康保険より大切なお知らせです。

特定保健指導 利用券 在中

重要・親展

料金後納  
郵便

同封の利用券には有効期限があります。



<b>外部インタフェース仕様書</b>			作成日	版	作成者
			2023/07/18	1.07	NEC

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)
--------	----	------------

ファイルID	HAFOS3C603	名称	特定保健指導利用券		
ヘッダ有無	有	用途	外部連携		
ファイル編成	可変長	文字コード	UTF16	※詳細説明の別紙の有無	無
レコード長	桁				
説明	帳票「特定保健指導利用券」の印刷外部委託用CSVファイル。 ※各項目はカンマ区切り。ダブルクォーテーションで囲む。				
交換規則	(送信/受信)	(交換先)	(交換時期、周期)		
	送信する		年次/月次		
ファイル名規則	以下のファイル名とする。 特定保健指導利用券.CSV 特定保健指導利用券_資格無.CSV 特定保健指導利用券_個別対応.CSV 特定保健指導利用券_別宛名.CSV 特定保健指導利用券_市外住所.CSV 特定保健指導利用券_動機付け.CSV 特定保健指導利用券_積極的.CSV 特定保健指導利用券_補記.CSV				
利用可能な文字	(文字一覧)		(説明)		
禁止カナ(全角カナ)					
禁止カナ(半角カナ)					
禁止英字(半角英数)					
許可記号(半角英数)					
許可記号(半角カナ)					

NO.	データ編集元	NO.	データ編集元
1			

No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ソート		抽出元		コード種別ID	初期値	内容	
							順位	種別	編集元	データ			詳細	
1	1頁	数値	◎	12									前ゼロ無し。	
2	RTXT帳票ID	英数字	◎	12									固定値: HARIS3C003	
3	RTXT郵便番号	英数字	◎	12										
4	RTXT宛先0P1	全角	○	50										
5	RTXT宛先0P2	全角	○	50										
6	RTXT宛先0P3	全角	○	50										

7	RTXT宛先9P4	全角	○	50						
8	RTXT宛先9P5	全角	○	50						
9	RTXT宛先9P6	全角	○	50						
10	RTXT宛先9P7	全角	○	50						
11	RTXT宛先7P1	全角	○	64						
12	RTXT宛先7P2	全角	○	64						
13	RTXT宛先7P3	全角	○	64						
14	RTXT宛先7P4	全角	○	64						
15	RTXT宛先7P5	全角	○	64						
16	RTXT宛先7P6	全角	○	64						
17	RTXT宛先7P7	全角	○	64						
18	RTXTバーコード	英数字	○	20						
19	RTXT連番	#### #0	◎	7						
20	RTXTプレビュー用透かし文字列	全角	△	12						
21	RTXT再発行	全角	△	6						
22	RTXT特定保健指導区分	全角	◎							
23	RTXT年度	全角	◎	16						
24	RTXT利用券整理番号	全角	◎	22						
25	RTXT受診券整理番号	全角	◎	22						
26	RTXT氏名	全角	◎	120						
27	RTXT性別	全角	◎	2						
28	RTXT生年月日	全角	◎	24						
29	RTXT有効期限	全角	◎	24						
30	RTXT保険者番号	全角	◎	12						
31	RTXT保険者名称	全角	◎	12						
32	RTXT補記	英数字	△	1						※印字対象外
33	RTXT所管区CD	英数字	◎	2						※印字対象外
34	RTXT全国大字CD	英数字	◎	10						※印字対象外
35	RTXT大字CD	英数字	◎	10						※印字対象外
36	RTXT国保番号	英数字	◎	12						※印字対象外
37	RTXT宛名番号	英数字	◎	12						※印字対象外
38	RTXT振分区分	英数字	◎	2						※印字対象外

外部インタフェース仕様書	作成日	版	作成者
	2023/07/18	1.07	NEC

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)	ファイル出力仕様取込
ファイルID	HAFOS3C603	名称	特定保健指導利用券

COKAS-I ファイル仕様							連携システム参照項目					
No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ファイル	項目	属性	桁数	編集方法	備考
1	I頁	数値	◎	12								
2	RTXT帳票ID	英数字	◎	12								
3	RTXT郵便番号	英数字	◎	12								
4	RTXT宛先9P1	全角	◎	50								
5	RTXT宛先9P2	全角	◎	50								
6	RTXT宛先9P3	全角	◎	50								
7	RTXT宛先9P4	全角	◎	50								
8	RTXT宛先9P5	全角	◎	50								
9	RTXT宛先9P6	全角	◎	50								
10	RTXT宛先9P7	全角	◎	50								
11	RTXT宛先7P1	全角	◎	64								
12	RTXT宛先7P2	全角	◎	64								
13	RTXT宛先7P3	全角	◎	64								
14	RTXT宛先7P4	全角	◎	64								
15	RTXT宛先7P5	全角	◎	64								
16	RTXT宛先7P6	全角	◎	64								
17	RTXT宛先7P7	全角	◎	64								
18	RTXTバーコード	英数字	◎	20								
19	RTXT連番	### ##0	◎	7								
20	RTXTプレビュー用透かし文字列	全角	△	12								
21	RTXT再発行	全角	△	6								
22	RTXT特定保健指導区分	全角	◎									
23	RTXT年度	全角	◎	16								
24	RTXT利用券整理番号	全角	◎	22								
25	RTXT受診券整理番号	全角	◎	22								
26	RTXT氏名	全角	◎	120								
27	RTXT性別	全角	◎	2								
28	RTXT生年月日	全角	◎	24								
29	RTXT有効期限	全角	◎	24								
30	RTXT保険者番号	全角	◎	12								
31	RTXT保険者名称	全角	◎	12								
32	RTXT補記	英数字	△	11								
33	RTXT所管区CD	英数字	◎	2								
34	RTXT全国大字CD	英数字	◎	10								
35	RTXT大字CD	英数字	◎	10								
36	RTXT国保番号	英数字	◎	12								
37	RTXT宛名番号	英数字	◎	12								
38	RTXT振分区分	英数字	◎	2								

帳票レイアウト	作成日	2023/01/26	版	1.07
	作成者: NEC			

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)	用紙種別	汎用紙
帳票名称	HARFS3C003	特定保健指導利用券	用紙サイズ	A4縦

0	1	2	3	4	5	6	7	8				
1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0				
1								8				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21	<b>川崎市こくほの健診 特定保健指導利用券</b>			<b>NNN</b>								
22												
23												
24												
25												
26	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">特定保健指導区分</td> <td style="border: 1px solid black;">N-----1:0-----N</td> </tr> </table>								特定保健指導区分	N-----1:0-----N		
特定保健指導区分	N-----1:0-----N											
27												
28	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">利用券整理番号</td> <td style="border: 1px solid black;">N-----11-----N</td> </tr> </table>								利用券整理番号	N-----11-----N		
利用券整理番号	N-----11-----N											
29	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">受診券整理番号</td> <td style="border: 1px solid black;">N-----11-----N</td> </tr> </table>								受診券整理番号	N-----11-----N		
受診券整理番号	N-----11-----N											
30	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black;">M-----0:0-----M</td> </tr> </table>								氏 名	M-----0:0-----M		
氏 名	M-----0:0-----M											
31	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">性 別</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">N</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">生 年 月 日</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日</td> </tr> </table>								性 別	N	生 年 月 日	9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日
性 別	N	生 年 月 日	9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日									
32	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">自 己 負 担 額</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black;">無 料</td> </tr> </table>								自 己 負 担 額	無 料		
自 己 負 担 額	無 料											
33	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">有 効 期 限</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black;">9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日</td> </tr> </table>								有 効 期 限	9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日		
有 効 期 限	9999 (NNZ9) 年 Z9 月 Z9 日											
34	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">(初回面接実施期限)</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>								(初回面接実施期限)			
(初回面接実施期限)												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46	<p>(特定保健指導利用上の注意事項)</p>											
47	<p>1. 特定保健指導を受けるときには、<b>この利用券</b>と<b>川崎市国民健康保険被保険者証</b>を特定保健指導実施機関に持参してください。どちらか一方だけでは利用できません。</p>											
48	<p>2. 特定保健指導は有効期限内に初回面接を受けてください。</p>											
49	<p>3. 有効期限を過ぎた利用券は使用できません。</p>											
50	<p>4. 利用当日に川崎市国民健康保険被保険者の資格が無いときは、この券を利用した特定保健指導は受けられません。</p>											
51	<p>5. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。</p>											
52	<p>6. 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要に応じて次年度以降の特定保健指導等に活用する場合がありますので、御了承の上、利用願います。</p>											
53	<p>7. 特定保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがあるほか、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、御了承の上、利用願います。</p>											
54	<p>8. 不正にこの券を使用した者は、法律により罰せられることがあります。</p>											
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61	<p>(医療機関使用欄)</p>											
62	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">保 険 者 番 号</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">N-0-----N</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">名 称</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">N-0-----N</td> </tr> </table>								保 険 者 番 号	N-0-----N	名 称	N-0-----N
保 険 者 番 号	N-0-----N	名 称	N-0-----N									
63	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">支 払 代 行 機 関 番 号</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">91:499:020</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">機 関 名</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">神奈川県国民健康保険団体連合会</td> </tr> </table>								支 払 代 行 機 関 番 号	91:499:020	機 関 名	神奈川県国民健康保険団体連合会
支 払 代 行 機 関 番 号	91:499:020	機 関 名	神奈川県国民健康保険団体連合会									
64	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">公印省略</td> </tr> </table>									公印省略		
	公印省略											
65												
66												
67												
68												
69												
70												

## 35歳～39歳健康診査受診券における委託業務内容

受注者は、各帳票の印刷を行うとともに、プリントが必要な帳票についてはプログラムを作成し、発注者が提供するデータからプリントを行う。

また、プリントした各帳票の裁断、封入封緘をし、発注者が指定する場所に搬入する。

ただし、本市国民健康保険システムが次期システムへ以降することに伴い、令和7年2月発送分の本番印字開始までに、運用テストを合格となるまで行うこととする。

## 1 作成するもの

## (1) 健康診査受診券（1種類、片面）

- ・ A4サイズ、紙質は上質紙（白）70kg  
（連続帳票の裁断後おおむねA4サイズで可）
- ・ 紙質は、上質紙（別紙見本のとおり。封入時は三つ折）
- ・ 表1色
- ・ 発注者が提供する原稿（Word形式）に基づき作成する。
- ・ 発注者が提供するデータ（CSV形式、カンマ区切り、UTF-16LE または UTF-8）及び（PDFファイル形式、バージョン1.4、解析度600dpi）に基づき受診券を作成し、所定の時期に発注者が提供する磁気媒体の個人データ及び住所を表すバーコードを受診券の所定の位置に印字すること。個人データとは、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別等である。
- ・ 受診券の仕様の詳細については、別途協議する。

## (2) お知らせチラシ（1種類、両面）

- ・ A4サイズ、紙質は中厚口色上質紙（封入時は三つ折）
- ・ 表1色、裏1色
- ・ 発注者が提供する原稿（Word又はPowerPoint形式）に基づき作成する。
- ・ 紙色、チラシの文言については、別途協議する。見本参照。

## (3) 実施機関名簿（1種類、両面）

- ・ A3サイズ、紙質は上質紙（白）55kg（封入時はクロス巻き三つ折）
- ・ 表1色、裏1色
- ・ 発注者が提供する原稿（Excel形式）に基づき作成する。
- ・ 実施機関名簿の詳細については、別途協議する。

## (4) 窓あき封筒

- ・ 1種類、表1色、A4サイズ帳票が三つ折状態で封入可能な大きさであること。
- ・ 表面に差出課、コールセンターの電話番号、料金後納等の所定の様式を印刷すること。
- ・ 裏面に発注者が提供する説明文等を印刷すること。
- ・ 封筒のデザイン、レイアウト等については、別途協議する。

## (5) その他

## ① 関係機関見本分（他部署への配布用） 50部

令和7年9月上旬に、上記発送物（1）～（4）（受診券は見本を印字）を封入した状態（封

封緘はしない) で納品すること。

② 再発行追加発行用予備分 250部

令和7年9月納品時に、上記発送物(2)～(4)(=受診券以外)を封入した状態(封緘はしない)で納品すること。

## 2 封入封緘する方法

- ・ 電算出力を行った受診券を作成し、チラシ・医療機関名簿とともに折加工し、窓あき封筒へ封入封緘を行うこと。
- ・ 封入封緘は1人1通ずつとする。
- ・ 仕分けは、CSVデータ及び「補記有無」(インターフェース項番33)と郵便局区ごとに分けて出力すること。

### (1) 補記有

### (2) 補記無

- ①川崎港 〒210及び〒212
- ②中原 〒211
- ③高津 〒213
- ④宮前 〒216
- ⑤登戸 〒214
- ⑥麻生 〒215
- ⑦その他 上記以外のもの(≒市外住所)

- ・ 「補記有」のデータ分については、封入のみ行い封緘は行わない状態で納品すること。

## 3 印字データの引渡しと封入物の納品

### (1) 電算出力するためのデータ

- ・ 受診券を作成するためのデータは、磁気媒体(USBメモリ)等により提供する。
- ・ データの提供は、令和7年9月下旬(1回目)及び令和8年1月中旬(2回目)とし、詳細は別途協議する。
- ・ 磁気媒体の引渡し場所は、健康増進担当とする。
- ・ 本番作成の印字を行うよりも前に、発注者から提供するテスト印字用のデータの引渡しを受け、指定されたデータについて本番と同じ形で1回以上のテストプリントを行うものとする。なお、テストプリントは、発注者による検証結果が合格となるまで行う。事前検査の詳細は5に記載。  
また、宛先が封筒の窓枠内に収まっていることを確認するため、受診券を封入した状態で数部提出すること。

### (2) 帳票データ

受診券に同封するチラシ、実施機関名簿データは、(1)のデータ提供時とは別日に引き渡すこととし、時期は別途協議する。

### (3) 郵送件数の確認

郵送件数は、受注者及び発注者の両方で確認する。

### (4) 封入物の搬入

- ・ 検品した封入物を直接郵便局に差し出すこと。  
ただし、発注者があらかじめ指定した受診券については、封緘しない状態で健康増進担当へ搬入すること。
- ・ 納期は、印字データの引渡し日から7日以内とする。詳細な日時については、別途協議する。
- ・ 予備分については、①関係機関見本分（封緘は不要）として50部を9月上旬までに、②再発行予備分として250部を9月分納品時に納品すること。

#### 4 印字データの詳細

##### ア ファイル形式

CSVファイル形式 および PDFファイル形式

※CSVファイル形式、PDFファイル形式の2種類を提供するため、受注者が印刷用データとしてどちらを使用するか選択可能。

※PDFファイルは、バージョン1.4、解像度600dpiで提供する予定である。

##### イ インターフェース仕様

別紙【HA外部インターフェース仕様書（35歳～39歳健診受診券）】参照のこと。

##### ウ 内字、外字ファイル

CSVファイルを使用する場合、本市国民健康保険システムで取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること。

(ア) NMJ明朝（独自フォント）

(イ) NMJ明朝用外字フォント（独自フォント）

※ 上記フォントファイル（拡張子：.TTF/.TTE/.EUF）について、本市より受注者に配布する。

※ NMJ明朝フォント：IPAmj明朝フォントがプロポーショナル（変動幅）フォントであるため、IPAmj明朝フォントをベースに、NECにおいて作成したライセンスフリーの固定幅フォントである。

##### エ 符号化方式

UTF-16LEまたはUTF-8

※サロゲートペア、IVSへの対応必要

#### 5 事前検査

本番印字処理を行う前に、発注者が提供するテスト用印字用データの引渡しを受け、指定されたデータについて、本番と同じ形で一回以上のテストプリントを行う。当該事前検査において不備が見つかった場合、当該不備を修正し、発注者による検証結果が合格となるまで修正を行うこと。なお、データの引渡しから校了までの期間は5営業日程度とする。

#### 6 帳票等の印字

別紙【HA帳票レイアウト仕様書（HARFS3C0040 35歳～39歳健診受診券）】を元に、3（1）で受け取った印字用データを印字することで、帳票等を作成する。

## 6 その他の留意事項

(1) この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報外部に漏れることのないよう、その運搬に関しては十分注意すること。

受注者は、個人情報を含む磁気媒体の授受及び搬送を行う際は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、鍵付ケース等に格納して運搬すること。

(2) 封入封緘の際には、封入物のもれや封緘もれなどがないよう細心の注意を払うこと。

(3) 印字データ件数と封入封緘後の件数が一致すること。

(4) 故意又は過失により、帳票等に毀損（印字不良、紙送り不良等は全て毀損とする。）等の事故があった場合は、速やかに責任をもってリプリント又は修復しなければならない。その際、毀損した帳票のうち、個人情報が含まれるものについては、発注者に報告の上、発注者の指示に基づき適正に処分すること。

(5) 特に定めのない事項については、その都度調整することとするが、作業時に疑義等が生じたときは、直ちに発注者に連絡すること。



6 委託予定件数

委託内容	令和6年度見込			(参考)		
				令和4年度実績		
	9月	1月	合計	9月	1月	合計
(1) 受診券作成	13,800件	1,100件	14,900件	13,294件	1,040件	14,334件
(2) お知らせチラシ作成	13,800件	1,100件	14,900件	13,294件	1,040件	14,334件
(3) 医療機関名簿作成	13,800件	1,100件	14,900件	13,294件	1,040件	14,334件
(4) 窓あき封筒作成	13,800件	1,100件	14,900件	13,294件	1,040件	14,334件
(5) データ出力	13,500件	1,100件	14,600件	12,994件	1,045件	14,039件
(6) 封入封緘作業	13,800件	1,100件	14,900件	13,294件	1,040件	14,334件

※ 注意事項

- ・ 契約は単価契約となる。
- ・ プログラム代等必要な経費は全て上記(1)～(6)のの業務の単価に含めて単価設定すること。
- ・ 契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とする場合がある。

(見本)

# 受診券

この用紙が受診券です。

## 川崎市こくほの健診（35歳～39歳健診） 受診券

(令和5年度)

受診券整理番号			
氏名			
性別		生年月日	
有効期限	2024年(令和6年)3月31日		
自己負担額	無料		

### (健診受診上の注意事項)

- 35歳～39歳健診を受ける際は、別紙「川崎市こくほの健診（35歳～39歳健診）医療機関名簿」に記載されている医療機関に直接お申込みください。予約等必要な場合がありますので、事前に医療機関に御確認ください。
- 受診当日は、この受診券と神奈川県国民健康保険被保険者証(川崎市発行のもの)を医療機関に持参してください。ただし、個人番号カード(マイナンバーカード)により被保険者であることのオンライン資格確認を希望される場合には、事前に実施機関に対応が可能か確認してください。オンライン資格確認を受ける場合には、神奈川県国民健康保険被保険者証(川崎市発行のもの)の持参を省略できます。
- 受診当日の詳細は、受診する医療機関にお尋ねください。
- 受診当日に川崎市の国民健康保険に加入していない方は、この受診券を使用しての受診はできません。受診日より前の日付に遡って川崎市の国民健康保険を脱退される方には、健診費用の全額を返還していただくことになります。就職や転職、被扶養者になる等で他の医療保険に加入する予定がある方は、このことに御注意の上受診してください。
- 有効期限を過ぎた受診券は使用できません。
- 必須健診項目及び詳細な健診項目の他に検査をしたり、治療をした場合は、別に料金がかかることがあります。その場合の料金は、35歳～39歳健診を受診した医療機関にお尋ねください。
- 詳細な健診項目は希望制ではありません。貧血検査は貧血の既往歴または貧血の疑いがある場合に、心電図検査は血圧が一定の基準に該当した場合または不整脈の疑いがある場合に、また、眼底検査は血圧または血糖が一定の基準に該当した場合に、それぞれ性別・年齢等を勘案して医師が個別に実施を判断します。
- 35歳～39歳健診の結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じて保健事業やデータ分析等に活用しますので、御了承の上受診願います。
- 不正にこの受診券を使用した者は、法律により罰せられることがあります。

# 川崎市 こくほの健診 (35歳～39歳健診)

35歳から39歳までの  
川崎市の国民健康保険加入者  
を対象に健診を  
実施します。

これは、生活習慣病の早期発見と予防をするための  
メタボリックシンドロームに着目した健診で、40歳  
から74歳の加入者に実施している「特定健康診査」  
「特定保健指導」と同じ内容となっています。

## かわさき TEKTEK

かわさき TEKTEKは歩いて貯めた  
ポイントを小学校に寄附する  
アプリ。小学校ではそのポイント  
に応じた還元金で子ども達の  
学校生活を充実させます。  
日常生活の歩数でもポイントが  
貯まるので、歩いて子ども達を  
応援しよう！



詳細はこちらから



〈対象者〉 35歳～39歳  
(昭和59年4月1日～平成元年3月31日生)の方  
※健診受診当日に川崎市の国民健康保険に加入  
していない方(社会保険に加入された方等)は、  
受診できません。

〈実施時期〉 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

〈実施場所〉 川崎市内の委託医療機関

〈申込方法〉 同封の医療機関名簿に記載されている医療機関へ  
直接お申し込みください。

〈自己負担額〉 **無料** ※健診項目の他に検査をしたり、治療をした場合は、別に料金がかかります。  
健診項目については、裏面3をご覧ください。

忙しいから受けるのが  
面倒だな…

生活習慣病は、  
自覚症状が現れた時には既に重症化の恐れが

生活習慣病が怖いのは、自覚症状がないまま進行してしまうことです。運動習慣や食生活などの生活習慣の積み重ねにより進行する病気のため、気づいた時には症状が重くなっていて、生活習慣の改善だけでは治らないこともあります。さらに、個々の異常は軽度でも、危険因子が重なると病気の発症率はぐんと高まってしまいます。健診は、今の自分の健康状態を知り、発症するまで自覚症状のない生活習慣病の芽を見つける1年に一度のチャンスです。この機会をのがさず受診しましょう。

健診の結果、生活習慣改善の必要がある方を対象に専門職による「保健指導」を実施します。

〈対象者〉 健診の結果、生活習慣病の発症リスクがあり、生活習慣の改善が必要な方  
※ 糖尿病や高血圧症、脂質異常症の治療で服薬中、または治療が必要な方は、保健指導の対象にはなりません。  
※ 川崎市の国民健康保険を脱退している場合、保健指導を受けることはできません。

〈実施場所〉 健診を受けた医療機関  
(健診を受けた医療機関が保健指導を実施していない場合、実施している他の医療機関で受けることができます。)

〈内容〉 食事・運動等の生活習慣改善のため、ご自身に合った行動目標を設定し実行できるよう、医師・保健師・管理栄養士等が支援を行います。実施期間はおおむね3か月間です。

〈自己負担額〉 **無料**

健診・保健指導の流れは裏面をご覧ください。

川崎市こくほの健診のお問合せ先: 川崎市がん検診・特定健診等コールセンター  
(35歳～39歳健診)

☎044-982-0491

平日 8時30分～17時15分 第2・第4土曜日 8時30分～12時30分  
※年末年始は除きます。 ※通常の通話料がかかります。  
※健診のお申込みの電話番号ではありません。  
健診のお申込みは直接医療機関にお問合せください。

発行年度 2023 08/24	発行元 品名 川崎市こくほの健診(35-39歳)23.8	発行コード 四校
-----------------------	------------------------------------	-------------



## 健診・保健指導の流れ

1

### 受診券の確認

同封の「受診券」に記載されている氏名、性別、生年月日、有効期限、注意事項をよく確認しましょう。

2

### 健診の申込み

同封の「医療機関名簿」に記載されている医療機関へ直接申し込んでください。  
※1月～3月は医療機関が大変混み合い予約が困難になります。ご予約はお早めに。

3

### 健診の受診

受診当日は①受診券と②国保の保険証(\*)を持参してください。

#### < 必須健診項目 >

- 問診(服薬歴、喫煙歴など)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的所見(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
  - ・脂質検査  
(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
  - ・肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)
  - ・血糖検査(ヘモグロビンA1c)
  - ・痛風検査(尿酸)
  - ・腎機能検査(血清クレアチニン)
- 尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)



#### < 詳細な健診項目 >

- 一定の基準に該当した方のみ実施します。  
**(希望制ではありません。)**
- ◆貧血検査  
(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)
  - ◆心電図検査
  - ◆眼底検査

(\*)国保の保険証ではなく、マイナンバーカードのオンライン資格確認を利用したい場合には事前に医療機関に対応可能かどうか御確認ください。

4

### 結果のお知らせ

健診を受けた医療機関から健診結果を受けます。  
※生活習慣病の発症リスクがあり、生活習慣の改善が必要な方は保健指導を受けます。

5

### リスクなし (異常なし)

今のところメタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクはありません。  
毎年健診を受けて、ご自身の体の状態を確認しましょう。

### リスクあり (保健指導)

メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが現れ始めています。ぜひ保健指導を利用してください。  
健診を受けた医療機関の案内により保健指導が始まります。始めに専門職から個別の指導を受けてメタボリックシンドロームの改善に取り組みましょう。

## 保健指導の流れ

1

### 初回面接

初回面接は、医師・保健師・管理栄養士等が食生活や1日の生活行動状況等を伺い、3か月間でどの位体重や腹囲を減らすか等の行動目標と計画を設定しアドバイスします。

2

### 実践

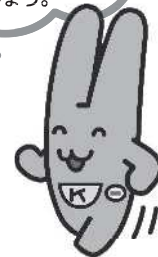
食事・運動等の生活習慣改善のための計画を実践しましょう。

3

### 最終評価(3か月後面談)

初回面接からおおむね3か月後に、実施機関で再度面接を行い、どの位改善されたかを確認・評価します。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。  
早いうちから生活習慣を見直して、生活習慣病を予防しましょう。







料金後納  
郵便

郵便区内特別

### 川崎市こくほの健診 (35歳~39歳健診)

のご案内

35歳~39歳健診 受診券 在中

お問合せ先：	平日	8時30分~17時15分
川崎市がん検診・特定健診等コールセンター	第2・第4土曜日	8時30分~12時30分
<b>☎ 044-982-0491</b>	※年末年始は除きます。	

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当

《お問合せ》川崎市予防接種コールセンター 044-200-0142 (平日8:30~17:15)



詳しくは  
川崎市HPを！



川崎市風しん対策事業  
まえにさん

検査を  
受けよう！

### 『川崎市風しん対策事業』をご存知ですか？

市内の協力医療機関で、風しん抗体検査が無料で受けられます。  
抗体価が十分でない場合は、予防接種を3,200円で受けられます。

#### 対象

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性のパートナー
- ③ 妊婦のパートナー
- ④ 昭和34年4月2日~平成元年4月1日生まれの男性

※今までに当事業を利用したことのない方に限ります。

<b>外部インタフェース仕様書</b>			作成日	版	作成者
			2023/07/18	1.07	NEC

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)
--------	----	------------

ファイルID	HAFOS3C701	名称	35歳～39歳健診受診券		
ヘッダ有無	有	用途	外部連携		
ファイル編成	可変長	文字コード	UTF16	※詳細説明の別紙の有無	無
レコード長	桁				
説明	帳票「35歳～39歳健診受診券」の印刷外部委託用CSVファイル。 ※各項目はカンマ区切り。ダブルクォーテーションで囲む。				
交換規則	(送信/受信)	(交換先)	(交換時期、周期)		
	送信する		年次/月次		
ファイル名規則	以下のファイル名とする。 35歳～39歳健診受診券.CSV 35歳～39歳健診受診券_個別対応.CSV 35歳～39歳健診受診券_別宛名.CSV 35歳～39歳健診受診券_市外住所.CSV 35歳～39歳健診受診券_補記.CSV				
利用可能な文字	(文字一覧)		(説明)		
禁止カナ(全角カナ)					
禁止カナ(半角カナ)					
禁止英字(半角英数)					
許可記号(半角英数)					
許可記号(半角カナ)					

NO.	データ編集元	NO.	データ編集元
1			

No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ソート		抽出元		内容	
							順位	種別	編集元	データ	コード種別ID	初期値
1	1頁	数値	◎	12								
2	RTXT帳票ID	英数字	◎	12								前ゼロ無し。
3	RTXT郵便番号	英数字	◎	12								固定値: HARIS3C004
4	RTXT宛先9P1	全角	○	50								
5	RTXT宛先9P2	全角	○	50								
6	RTXT宛先9P3	全角	○	50								
7	RTXT宛先9P4	全角	○	50								
8	RTXT宛先9P5	全角	○	50								



9	RTXT宛先9P6	全角	○	50															
10	RTXT宛先9P7	全角	○	50															
11	RTXT宛先7P1	全角	○	64															
12	RTXT宛先7P2	全角	○	64															
13	RTXT宛先7P3	全角	○	64															
14	RTXT宛先7P4	全角	○	64															
15	RTXT宛先7P5	全角	○	64															
16	RTXT宛先7P6	全角	○	64															
17	RTXT宛先7P7	全角	○	64															
18	RTXTバーコード	英数字	○	20															
19	RTXT連番	###, #0	◎	7															
20	RTXTプレビュー用透かし文字列	全角	△	12															
21	RTXT再発行	全角	△	6															
22	RTXT年度	全角	◎	16															
23	RTXT整理番号	全角	◎	22															
24	RTXT氏名	全角	◎	120															
25	RTXT性別	全角	◎	2															
26	RTXT生年月日	全角	◎	24															
27	RTXT有効期限	全角	◎	24															
28	RTXT補記	英数字	△	1															※印字対象外
29	RTXT所管区CD	英数字	◎	2															※印字対象外
30	RTXT全国大字CD	英数字	◎	10															※印字対象外
31	RTXT大字CD	英数字	◎	10															※印字対象外
32	RTXT国保番号	英数字	◎	12															※印字対象外
33	RTXT宛名番号	英数字	◎	12															※印字対象外
34	RTXT振分区分	英数字	◎	2															※印字対象外

外部インタフェース仕様書	作成日	版	作成者
	2023/07/18	1.07	NEC

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)	ファイル出力仕様取込
ファイルID	HAFOS3C701	名称	

COKAS-I ファイル仕様							連携システム参照項目					
No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ファイル	項目	属性	桁数	編集方法	備考
1	1頁	数値	◎	12								
2	RTXT 帳票ID	英数字	◎	12								
3	RTXT 郵便番号	英数字	◎	12								
4	RTXT 宛先9P1	全角	○	50								
5	RTXT 宛先9P2	全角	○	50								
6	RTXT 宛先9P3	全角	○	50								
7	RTXT 宛先9P4	全角	○	50								
8	RTXT 宛先9P5	全角	○	50								
9	RTXT 宛先9P6	全角	○	50								
10	RTXT 宛先9P7	全角	○	50								
11	RTXT 宛先7P1	全角	○	64								
12	RTXT 宛先7P2	全角	○	64								
13	RTXT 宛先7P3	全角	○	64								
14	RTXT 宛先7P4	全角	○	64								
15	RTXT 宛先7P5	全角	○	64								
16	RTXT 宛先7P6	全角	○	64								
17	RTXT 宛先7P7	全角	○	64								
18	RTXT バーコード	英数字	○	20								
19	RTXT 連番	###, ##0	◎	7								
20	RTXT プレビュー用透かし文字列	全角	△	12								
21	RTXT 再発行	全角	△	6								
22	RTXT 年度	全角	◎	16								
23	RTXT 整理番号	全角	◎	22								
24	RTXT 氏名	全角	◎	120								
25	RTXT 性別	全角	◎	2								
26	RTXT 生年月日	全角	◎	24								
27	RTXT 有効期限	全角	◎	24								
28	RTXT 補記	英数字	△	1								
29	RTXT 所管区CD	英数字	◎	2								
30	RTXT 全国大字CD	英数字	○	10								
31	RTXT 大字CD	英数字	○	10								
32	RTXT 国保番号	英数字	◎	12								
33	RTXT 宛名番号	英数字	◎	12								
34	RTXT 振分区分	英数字	◎	2								

<b>帳票レイアウト</b>				作成日	2023/01/26	版	1.07
				作成者: NEC			

サブシステム	HA	国民健康保険(資格)	用紙種別	汎用紙
帳票名称	HARFS3C004	35歳~39歳健診受診券	用紙サイズ	A4縦

0	1	2	3	4	5	6	7	8
1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>XXX-XXXX-XXXX</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>姓</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> <tr><td>名</td><td>9P(50%)</td><td>M</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">バーコード</p> <p style="text-align: center;">このエリアは何も印字しない。</p>	XXX-XXXX-XXXX	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	姓	9P(50%)	M	名	9P(50%)	M	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">受診券</h1> <p style="margin: 5px 0;">この用紙が受診券です。</p> </div>
XXX-XXXX-XXXX	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						
姓	9P(50%)	M																																						
名	9P(50%)	M																																						

**川崎市こくほの健診(35歳~39歳健康診査) 受診券 NNN**

(NNZ9年度)

受診券整理番号	N-----11-----N		
氏名	M-----3:0-----M		
性別	N	生年月日	9999(NNZZ)年ZZ月ZZ日
有効期限	9999(NNZZ)年ZZ月ZZ日		
自己負担額	無料		

(健康診査受診上の注意事項)

1. 35歳~39歳健康診査を受ける際は、別紙「川崎市こくほの健診(35歳~39歳健康診査)医療機関名簿」に記載されている医療機関に直接お申込みください。予約等必要な場合がありますので、事前に医療機関に御確認ください。
2. 受診当日は、この受診券と「川崎市国民健康保険被保険者証」を医療機関に持参してください。ただし、個人番号カード(マイナンバーカード)により被保険者であることのオンライン資格確認を希望される場合には、事前に実施機関に対応が可能か確認してください。オンライン資格確認を受けられる場合には、「川崎市国民健康保険被保険者証」の持参を省略できます。
3. 受診当日の詳細は、受診する医療機関にお尋ねください。
4. 受診当日に川崎市の国民健康保険に加入していない方は、この受診券を使用しての受診はできません。受診日より前の日付に遡って川崎市の国民健康保険を脱退される方には、健診費用の全額を返還していただくことになります。就職や転職、被扶養者になる等で他の医療保険に加入する予定がある方は、このことに御注意の上受診してください。
5. 有効期限を過ぎた受診券は使用できません。
6. 必須健診項目及び詳細な健診項目他に検査をしたり、治療をした場合は、別に料金がかかることがあります。その場合の料金は、35歳~39歳健康診査を受診した医療機関にお尋ねください。
7. 詳細な健診項目は希望制ではありません。貧血検査は貧血の既往歴または貧血の疑いがある場合に、心電図検査は血圧が一定の基準に該当した場合または不整脈の疑いがある場合に、また、眼底検査は血圧または血糖が一定の基準に該当した場合に、それぞれ性別・年齢等を勘案して医師が個別に実施を判断します。
8. 35歳~39歳健康診査の結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じて保健事業やデータ分析等に活用しますので、御了承の上受診願います。
9. 不正にこの受診券を使用した者は、法律により罰せられることがあります。

## 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

( 厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

( 情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

( 入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

( 身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

( 事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

( 業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

( 教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。